

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	病院局 市民病院 事務部 総務管理課	
不利益処分名	徳島市病院局の行政財産の使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第9項	
連 絡 先	(電話 622-9326)	
処 分 基 準	基 準	<p>使用許可を取り消し処分する場合の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院局において使用財産を公用又は公共用のために必要とするとき</p> <p>(2) 使用者が許可の各条件に違反したとき</p> <p>ア 使用財産を他に転貸し、又は担保に供したとき</p> <p>イ 徳島市病院事業管理者の事前の承認なくして、使用財産を許可を受けた以外の用途に供し、又は原形を変更したとき</p> <p>ウ 使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、損傷し、又は滅失したとき</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)